

改正する告示の一覧

1. 平成 17 年金融庁告示第 49 号（保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件）等の一部を改正する件

1. 平成 17 年金融庁告示第 49 号（保険業法施行規則第二百十二条第四項及び第二百十二条の五第四項並びに保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令附則第二項において読み替えて適用する保険業法施行規則第二百十二条の二第三項第一号ハに基づく金融庁長官が定める金融機関を定める件）
2. 平成 18 年金融庁告示第 34 号（信用金庫及び信用金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）
3. 平成 18 年金融庁告示第 35 号（信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）

2. 平成 19 年金融庁告示第 58 号（顧客分別金信託について信託することができる有価証券等を指定する件）の一部を改正する件

3. 平成 3 年金融庁・厚生労働省告示第 2 号（労働金庫法施行令第三条第八号の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを定める件）及び平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 3 号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）の一部を改正する件

1. 平成 3 年金融庁・厚生労働省告示第 2 号（労働金庫法施行令第三条第八号の規定に基づき金融庁長官及び厚生労働大臣が定めるものを定める件）
2. 平成 18 年金融庁・厚生労働省告示第 3 号（労働金庫及び労働金庫連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件）